平成２９年度「農の雇用事業」募集のご案内

農業法人等が就農希望者を雇用し，農業技術や経営ノウハウの実践的な研修や農業法人等において、現在の職員等を次世代の経営者として育成するため、先進的な農業法人や異業種の法人での研修の取組みを支援するのが農の雇用事業です。
「農の雇用事業」には，２つの事業があります。

１　農業法人等就業実践研修支援事業

①　雇用就農者育成タイプ

農業法人等が，新たに雇用した雇用期間の定めのない正社員に対して行う実実践研修を支援。

②　法人独立支援タイプ

新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修を支援。

２　次世代経営者育成派遣研修支援事業（次世代経営者育成タイプ）

農業法人等において、次世代の経営者を育成するため、先進的な農業法人や異業種の法人に役職員を派遣して行う際の派遣研修経費及び代替職員を雇用した場合の代替職員人件費に対して助成。

◎　平成２９年度「農の雇用事業」募集予定

＜スケジュール＞**研修助成期間**

募集回	正社員採用期間	募集期間	研修助成期間
H29第1回	H28.4/1～H28.12/1	H29.2/9～2/28	H29.4/1～H31.3/31
H29第2回	H28.8/1～H29.4/1	H29.4/10～5/12	H29.8/1～H31.7/31
H29第3回	H28.11/1～H29.7/1	H29.6/19～8/10	H29.11/1～H31.10/31
H29第4回	H29.2/1～H29.10/1	H29.10/10～12/1	H30.2/1～H32.1/31

＜新要件の追加＞

①　平成２４年度から２８年度に本事業の対象となった研修生の数が２人以上いる場合，農業従事している研修生の数が，本事業の対象となった研修生の３分の１未満である農業法人等は，申請できなくなりました。

②　原則として，農業法人等の研修指導者等は，研修開始前６ヶ月以内から研修開始後６ヶ月以内に雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを受講する必要があります。

③　研修生１人に対して，複数の研修指導者の設置が可能になりました。

④　農業法人等の過去の研修生の定着状況、経営状況等の内容を基に総合的に審査が行われ、採択者を決定するため、要件を満たしていても採択されない場合があります。

なお,上記スケジュールや要件については、今後の予算審議等に基づき変更・追加される可能性がありますのでご理解下さい。